

## 第5章 景観形成の推進方策

### 1 景観形成の推進にあたって

本計画は、本市の景観形成に関する基本的な方針を定めたものです。

市民や事業者が積極的に景観まちづくりに参加し、より良い景観形成を図るため、今後は、市民、事業者及び行政の連携・協働により、本計画で掲げた景観形成の基本方針の推進に向けた取り組みを行います。

### 2 景観まちづくりの推進体制

#### (1) 基本的な考え方

本計画は、策定時点を完成型とするものではなく、段階的に景観まちづくりに取り組むような成長型の計画を目指します。景観まちづくりの進捗状況に応じて適宜見直し、充実させます。そのため、本市では、以下のような体制で景観まちづくりを推進します。

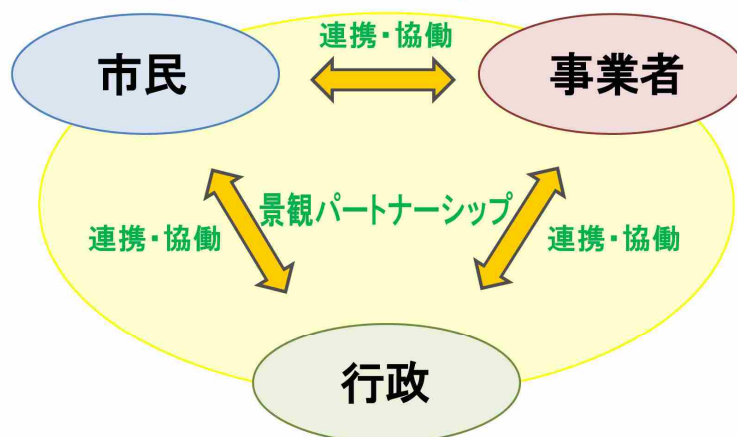
#### (2) 推進体制

##### 1) 市民、事業者及び行政の連携・協働による景観形成の推進

良好な景観形成を推進するためには、ボランティア団体やNPO等も含めた市民や事業者の理解と協力が必要です。そのため、本計画に位置づけた景観形成の基本的な考え方を共有し、その実現に向けたまちづくりを市民、事業者及び行政の連携・協働により推進します。

景観まちづくりへの参加・協力

景観まちづくりへの貢献・参加・協力



景観計画による施策の取組み  
市民・事業者への支援

図 5-1 景観まちづくりの推進体制

表 5-1 市民、事業者、行政の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な景観形成に関する理解を深め、市や県、国が実施する景観形成を推進するための施策に協力します。</li> <li>● 景観まちづくりを推進する主体としての意識を持ち、景観の質を高めるように努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な景観形成に関する理解を深め、市や県、国が実施する景観形成を推進するための施策に協力します。</li> <li>● 事業活動を行う際は、景観の質を高めるように努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や事業者に対し、景観計画や景観まちづくりの制度の周知や講演会の開催など、景観に関する情報を発信し、景観への関心を高める取組みを行います。</li> <li>● 市全域における景観形成を推進するための施策を展開し、良好な景観形成を推進します。</li> <li>● 市民や事業者、地域組織等により展開される景観まちづくり活動に対し、活発な活動を行えるよう支援します。</li> <li>● 公共施設の整備にあたって、景観形成の先導的な役割を果たします。</li> </ul>

## 2) 景観審議会の設置

良好な景観形成を推進するため、学識経験者等で組織される景観審議会を設置し、次に示す景観形成に関する重要な事項について、景観審議会の意見を聴くこととします。

- 景観計画の変更
- 景観重点地区の指定・変更
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定・変更
- 届出対象行為に対する助言・指導・勧告・命令
- その他景観形成に重要な事項

## 3) 庁内検討体制の確立

景観まちづくりを推進するためには、景観を担当する部署だけでなく、全ての職員が本市の景観まちづくりの先導役としての立場を認識することが必要です。また、各分野の総合的、一体的な取組みが重要であることから、庁内の横断的な組織・会議を設置するなど、推進体制を強化し、景観まちづくりを推進します。

また、景観法に基づく取組みのみでなく、関連する法制度の活用やまちづくり施策との連携を図りながら、景観まちづくりを推進します。

### 3 景観まちづくりに向けた取組みや施策の展開

#### (1) 基本的な考え方

景観まちづくりの推進に向けて、景観法や関連法に基づく取組みを展開し、各種制度を活用しながら、本市の良好な景観を維持、保全、創出します。そのため、本市では、以下のような取組みを推進します。

#### (2) 具体的な取組み

##### 1) 景観計画や景観まちづくりの制度の周知

###### ① 景観計画の周知

本市の景観形成の方針を共有するため、市のホームページなどで景観計画を公開するとともに、市内の主要な施設にて景観計画(概要版)を配布するなど、市民、事業者への周知を図ります。このほか、景観資源を紹介したパンフレット等を作成し、景観への関心を高める取組みを進めます。

###### ② 景観まちづくりに関する情報提供

市民や事業者の景観に対する意識や知識を高めるため、景観まちづくりに関する講演会等を開催し、市民・事業者への情報提供や意識啓発を行います。

###### ③ 市民等提案制度の周知

市民や団体による景観まちづくりへの取組みを推進するため、景観法第11条では、景観行政団体である市に対して、景観計画の変更を提案できるようになっています。この市民等提案制度の積極的な活用を促し、将来的に景観重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定など、良好な景観形成に必要な施策の展開による、地域の魅力向上を図ります。

###### ④ 表彰制度の活用

市民や事業者の景観まちづくりに対する意識・意欲を高めるため、特に良好な景観の形成に寄与している建築物、工作物その他の物件又は行為の関係者や団体に対する表彰制度を設けます。

###### ⑤ 参加型イベントの開催

市内の良好な景観を巡るまち歩きや、「好きな景観」「自慢したい景観」などの景観にまつわるテーマで写真を募集するフォトコンテストの開催など、参加型のイベントを開催し、景観まちづくりへの関心を高めます。

## 2) 具体的な施策の展開

### ① 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

本市の良好な景観を維持、保全、創出していくため、第4章で設定した方針に基づき、地域のシンボルとなるものや景観形成に重要な役割を果たしているものを景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

また、景観重要建造物・景観重要樹木の修復などに対し、既存の支援制度の活用のほか、市独自の支援制度を検討します。

### ② 屋外広告物条例の制定

景観まちづくりをさらに推進するため、第4章で設定した基本事項に基づき、屋外広告物の表示などの基準を規定する市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

### ③ 景観重要公共施設の指定と整備

本市の良好な景観を維持、保全、創出していくため、第4章で設定した事項に基づき、景観の骨格を構成している道路、河川、都市公園等で、景観形成上特に重要なものを、景観重要公共施設に指定し、先導的に景観まちづくりを推進します。景観重要公共施設の指定は、当該施設の管理者である国や県等と協議し、同意を得たうえで指定します。

### ④ 景観重点地区の指定

本市の良好な景観を維持、保全、創出していくため、重点的に景観形成を図っていくべき地区を景観重点地区に指定します。景観重点地区の指定は、地元住民の意向をふまえながら進めます。

また、景観重点地区を指定したときは、その地区の特性や状況に見合った届出対象行為と景観形成基準(建築物・工作物の形態・意匠・色彩など)を別に定めます。

### ⑤ 空き家や空き店舗の適正管理

空き家や空き店舗については、適切な管理がされないと、景観を阻害する要因となる可能性があります。既に制定されているみどり市空家等対策条例に基づき、所有者等に適切な管理を促すとともに、「空き家バンク制度」「空き店舗登録制度」などの諸制度をさらに普及させ、空き家や空き店舗の利活用を推進します。

## 4 計画の進捗管理と見直し

本計画は、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランなどの改定に伴い良好な景観形成の考え方に影響がある場合や、景観重点地区の指定など地域における景観形成の進捗に変化が見られた場合には、適宜見直しを行い、改善と充実を図ります。